

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領

(平成28年3月14日平成27年度要領第7号)

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成22年度要領第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金(以下「助成金」という。)に係る助成対象財産(助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものをいう。)の処分(以下「財産処分」という。)に関する取り扱いについて、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱(平成15年度要綱第1号)、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金交付要綱(平成15年度要綱第2号)、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成15年度要綱第18号)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱(平成27年度要綱第1号)(以下「交付要綱」という。)並びに独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領(平成15年度要領第1号)、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金実施要領(平成15年度要領第2号)、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領(平成15年度要領第16号)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領(平成27年度要領第1号)(以下「実施要領」という。)並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)と助成事業者又は助成決定者(以下「助成事業者等」という。)との間において締結した助成金交付契約書に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(財産処分の種類等)

第2条 財産処分の種類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転用(助成対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)
- (2) 譲渡(助成対象財産の所有者の変更をいう。)
- (3) 交換(助成対象財産と他人の所有する財産との交換をいう。)
- (4) 貸付け(助成対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更をいう。)
- (5) 取壊し(助成対象財産の使用を止め、取り壊すことをいう。)
- (6) 廃棄(助成対象財産の使用を止め、廃棄することをいう。)
- (7) 担保に供する処分(助成対象財産に抵当権を設定することをいう。)

2 なお、休日等を利用し、本来の目的に支障を及ぼさない範囲で一時的に助成対象財産を他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、本取扱要領に定める手続きを経ることを要しないこととする。

(財産処分の申請)

第3条 助成事業者等は、交付要綱及び実施要領に定める財産処分の制限期間内において財産処分を行おうとするときは、助成対象財産処分承認申請書(別記様式第1)を理事長に提出しなければならない。

2 交付要綱に定める間接助成事業者は、交付要綱及び実施要領に定める財産処分の制限期間内において財産処分を行おうとするときは、当該間接助成事業に係る助成事業者等に対し、財産処

分の承認申請を行い、申請を受けた助成事業者等は、助成対象財産処分承認申請書(別記様式第1)を理事長に提出しなければならない。

(財産処分の申請の特例)

第4条 次の各号に掲げる財産処分であつて、助成対象財産処分報告書(別記様式第2)により、理事長への報告があつたものについては、前条の規定にかかわらず、理事長の承認があつたものとみなす。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条の規定により地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたもの

(2) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分(有償による譲渡又は貸付け、及び担保に供する処分を除く。)

ア 経過年数(当該助成対象財産を取得し、又は効用が増加した後に助成目的のために使用した年数をいう。以下同じ。)が10年以上である助成対象財産に係る財産処分

イ 経過年数が10年未満である助成対象財産に係る財産処分であつて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に規定する合併市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(3) 災害により損壊若しくは火災等により使用できなくなった助成対象財産又は構造上危険な状態にある助成対象財産の取壊し又は廃棄

(財産処分に係る承認)

第5条 理事長は、第3条の助成対象財産処分承認申請書の提出のあつたときは、次の各号に掲げるところにより承認を行う。ただし、この申請において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 次のいずれかに該当するものについては、財産処分に係る納付金(以下「財産処分納付金」という。)を納付する旨の条件を付さないものとする。

ア 地方公共団体が行う次の財産処分

(ア) 前条に掲げる財産処分

(イ) 助成対象財産の更新を目的とする取壊し又は廃棄であつて、財産処分する助成対象財産の処分制限期間の残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の間、更新により取得する財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの(更新により取得する財産を助成金の交付を受けて取得する場合を除く。)

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、理事長が特に認めるもの

イ 地方公共団体以外の者が行う次の財産処分

(ア) 前条第1項第3号に掲げる財産処分

(イ) 経過年数が10年以上である助成対象財産に係る次のいずれかの財産処分

1) 無償による譲渡又は貸付けのうち、財産処分を行った後においても、当該助成対象財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの

2) 助成対象財産の交換のうち、財産処分する助成対象財産の処分制限期間の残存年数の間、交換により取得する財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの

3) 助成対象財産の更新を目的とする取壊し又は廃棄であって、財産処分する助成対象財産の処分制限期間の残存年数の間、更新により取得する財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの(更新により取得する財産を助成金の交付を受けて取得する場合を除く。)

(ウ) 経過年数が10年未満である助成対象財産に係る財産処分であって、(イ)1)、2)又は3)のいずれかに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、理事長が特に認めるもの

(2) (1)以外の財産処分の承認については、原則として、財産処分納付金を納付する旨の条件を付し、第6条に定める額の納付を求めるものとする。

(3) (1)イ(イ)及び(ウ)に掲げる財産処分の承認については、財産処分の承認後10年(残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間)を経過するまでの間は、理事長の承認を受けずに当該助成対象財産(交換又は更新の場合には、交換又は更新により取得した財産)の再処分を行ってはならない旨の条件を付すものとする。

(4) (3)の条件を付されたものが行う財産処分の承認については、本要領の規定を適用するものとする。なお、この場合の経過年数は、次に掲げるところによるものとする。

ア 無償による譲渡又は貸付けについては、助成対象財産を助成目的のために使用した期間と財産処分後にスポーツの振興を目的として使用した期間とを通算した年数

イ 交換又は更新については、助成対象財産を助成目的のために使用した期間と交換又は更新により取得した財産をスポーツの振興を目的として使用した期間とを通算した年数

(5) 担保に供する処分については、当該助成事業者等又は交付要綱に定める間接助成事業者の財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料の提出をもって承認を行うものとする。なお、抵当権が実行に移された場合には、交付要綱等関係規程に基づき、助成金の交付決定を取消し、その助成金の返還を命じることとする。

2 助成事業者は、前項の承認を受け、財産処分を完了したときは、その日から30日を経過した日までに、財産処分完了報告書(別紙様式第3)を理事長に提出しなければならない。

(財産処分納付金の額)

第6条 財産処分納付金の額は、別表の「財産処分納付金額算出基準」により算出した額とする。

(財産処分承認の無効)

第7条 助成事業者等又は交付要綱に定める間接助成事業者が、第5条第1項の承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合の当該承認は、なかったものとみなす。

(違反等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱に違反したものとみなす。

(1) 年間において助成対象財産を一時的に転用して使用する総時間数が、助成金の交付の目的に従って使用する総時間数を上回ったとき。(第5条第1項の承認を得た場合を除く。)

(2) 本要領の適用を受ける財産処分(転用又は貸付け後の使用を含む。)に際し、法令等に違反したとき。

## 附 則

この要領は、平成28年3月14日から施行する。

## 財産処分納付金額算出基準

処分の種類	
有償による譲渡	下記①又は②で算出した額のいずれか低い額 ① 譲渡額×助成割合（助成対象経費に対する助成金交付額の割合をいう。以下同じ。） ② 処分をする助成対象財産に係る助成金交付額×処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合
有償による貸付	下記①又は②で算出した額のいずれか低い額 ① 処分をする助成対象財産に係る助成金交付額×助成対象経費のうち、処分をする助成対象財産に係る経費が占める割合×処分制限期間に対する貸付期間の割合 ② 貸付額×貸付期間×助成対象経費のうち、処分をする助成対象財産に係る経費が占める割合×助成割合 ※ 貸付期間については、処分制限期間を限度とする。
担保に供する場合	抵当権が実行に移される際に上記「有償による譲渡」と同様に算出した額
上記以外の処分	処分をする助成対象財産に係る助成金交付額×処分制限期間に対する残存年数の割合・・・（ア）  <b>【助成対象財産の一部を処分する場合】</b> （ア）×助成対象経費のうち、処分をする助成対象財産に係る経費が占める割合
備考	○ 年数は年度単位で1年未満は切り上げて算出するものとする。 ○ 納付金額は一円未満切捨てとする。

別記様式第1（第3条関係）

第 号  
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

助成事業者等名

助成対象財産処分承認申請書

標記について、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領（平成27年度要領第7号。）第3条の規定により、別紙のとおり、財産処分をしたいので、承認くださるよう申請します。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄  
担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①助成事業者	②間接助成事業者 (間接助成の場合のみ)	③助成対象財産名	④所在地		
⑤助成対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	名	
⑩助成金交付相当額 (処分に係る部分の額)	⑪助成額全体	⑫総事業費	⑬助成年度	⑭処分制限 期間	⑮経過 年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分子定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

→無の場合 (財産処分取扱要領第5条 (財産処分の承認) 第1項第1号の該当項目に○)

ア 地方公共団体 → 

(ア)	(イ)			
-----	-----	--	--	--

イ 地方公共団体以外の者 → 

(ア)	(イ)1)	(イ)2)	(イ)3)	(ウ)
-----	-------	-------	-------	-----

5 添付資料

- ・当該助成対象財産の図面 (助成対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・助成金交付決定通知書及び助成金交付額確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・助成事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

## (記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

## 2 処分の概要

(1) 「⑤助成対象財産種別」には、助成金交付額確定時の助成対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

## 3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が助成事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

## 4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金をセンターに納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する財産処分取扱要領第5条第1項第1号中の該当項目を○で囲むこと。

## 5 添付書類

(1) 当該助成対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接助成事業については、間接助成事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 助成施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、助成施設の事業廃止を証明する資料など、当該助成対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別記様式第2(第4条関係)

第 号  
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

助成事業者等名 \_\_\_\_\_

### 助成対象財産処分報告書

標記について、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成27年度要領第7号。)第4条の規定により、別紙のとおり財産処分を行いますので報告します。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①助成事業者	②間接助成事業者 (間接助成の場合のみ)	③助成対象財産名	④所在地		
⑤助成対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	名	
⑩助成金交付相当額 (処分に係る部分の額)	⑪助成額全体	⑫総事業費	⑬助成年度	⑭処分制限 期間	⑮経過 年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分子定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分取扱要領第4条(財産処分の申請の特例)第1項の該当項目に○

・ 地方公共団体 → 

(1)	(2)ア	(2)イ	(3)	
-----	------	------	-----	--

・ 地方公共団体以外の者 → 

(3)				
-----	--	--	--	--

5 添付資料

- ・ 当該助成対象財産の図面(助成対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・ 助成金交付決定通知書及び助成金交付額確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

## (記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 処分の概要
  - (1)「⑤助成対象財産種別」には、助成金交付額確定時の助成対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
  - (2)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。  
例：〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- 3 経緯及び処分の理由  
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。  
なお、地方公共団体が助成事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。
- 4 財産処分取扱要領第4条（財産処分の申請の特例）第1項の該当項目  
承認を求める財産処分が該当する財産処分取扱要領第4条第1項中の該当項目を○で囲むこと。
- 5 添付書類
  - (1)当該助成対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
  - (2)間接助成事業については、間接助成事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
  - (3)助成施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、助成施設の事業廃止を証明する資料など、当該助成対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
  - (4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別記様式第3(第5条関係)

第 号  
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

助成事業者等名 \_\_\_\_\_

財産処分完了報告書

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた標記の財産処分について、財産処分が完了しましたので、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成27年度要領第7号。)第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。